

# ○小樽市事務分掌条例

全部改正 昭和48年10月27日条例第36号

最近改正 平成19年12月27日条例第37号

## (目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の分掌について必要な事項を定めることを目的とする。

## (部の設置及び分掌事務)

**第2条** 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置き、その分掌する事務は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 総務部

- ア 市政の総合企画についてのこと。
- イ 議会についてのこと。
- ウ 秘書及び渉外についてのこと。
- エ 国際交流についてのこと。
- オ 文書及び例規についてのこと。
- カ 職員の人事、給与及び福利厚生についてのこと。
- キ 事務改善及び電子計算組織についてのこと。
- ク 統計についてのこと。
- ケ 広報及び広聴についてのこと。
- コ 石狩湾新港管理組合についてのこと。
- サ 他の部の所管に属しないこと。

### (2) 財政部

- ア 財政についてのこと。
- イ 契約及び財産管理についてのこと。
- ウ 工事の設計審査及び検定についてのこと。
- エ 市税等の賦課及び徴収についてのこと。
- オ 市税についての不服申立て及び訴訟についてのこと。

### (3) 産業港湾部

- ア 産業経済についてのこと。
- イ 観光についてのこと。
- ウ 卸売市場についてのこと。
- エ 港湾についてのこと。

### (4) 生活環境部

- ア 住民基本台帳及び戸籍についてのこと。
- イ 青少年及び女性についてのこと。
- ウ 交通安全についてのこと。
- エ 消費生活についてのこと。
- オ 市民相談その他他の部の所管に属しない市民生活についてのこと。
- カ 環境の保全及び公害防止についてのこと。
- キ 廃棄物の処理及び清掃についてのこと。

### (5) 医療保険部

- ア 国民健康保険及び国民年金についてのこと。
- イ 介護保険についてのこと。
- ウ 後期高齢者医療制度及び医療の助成についてのこと。

(6) 福祉部 社会福祉についてのこと（他の部の所管に属するものを除く。）。

### (7) 建設部

- ア 道路、河川及び橋りょうについてのこと。

- イ 公園についてのこと。
- ウ 土地区画整理事業の実施についてのこと。
- エ 住宅及び建築についてのこと。
- オ 建築指導についてのこと。
- カ 都市計画及び都市整備についてのこと。
- キ 都市景観についてのこと。

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

|                      |                       |                      |
|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 付 則 (昭55. 3. 25条例15) | 付 則 (昭59. 3. 23条例4)   | 付 則 (昭62. 7. 21条例23) |
| 付 則 (平元. 3. 31条例3)   | 附 則 (平3. 5. 30条例11)   | 附 則 (平6. 7. 1条例11)   |
| 附 則 (平7. 7. 12条例19)  | 附 則 (平8. 3. 25条例1)    | 附 則 (平10. 3. 26条例2)  |
| 附 則 (平12. 9. 29条例82) | 附 則 (平15. 12. 24条例34) |                      |

附 則 (平19. 12. 27条例37)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分の改正規定並びに附則第4項中小樽市住居表示整備審議会条例（昭和40年小樽市条例第15号）第8条の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）及び附則第6項中小樽市交通安全対策会議条例（昭和46年小樽市条例第10号）第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(小樽市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

- 2 (略)  
(小樽市地方港湾審議会条例の一部改正)
- 3 (略)  
(小樽市住居表示整備審議会条例の一部改正)
- 4 (略)  
(小樽市公害防止条例の一部改正)
- 5 (略)  
(小樽市交通安全対策会議条例の一部改正)
- 6 (略)